						223	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）		L
		――――その他のもの				224	――――――その他のもの		L
							――――その他のもの		
	228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L		228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
	229	――――――その他のもの		L		229	――――――その他のもの		L
22.07 ～ 22.09		［略］			22.07 ～ 22.09		［同左］		
［略］					［同左］				
25.01 ～ 25.18		［略］			25.01 ～ 25.18		［同左］		
25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		
2519.10		［略］			2519.10		［同左］		
2519.90	000	―その他のもの		MT	2519.90		―その他のもの		
						010	――酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）		KG
						090	――その他のもの		MT